

# 平成29年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成29年3月7日(火)

東洋町議会

余 白

## 平成29年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 平成29年3月7日(火) 午前9時00分宣告

出席議員 (9名)

議長	今宮 裕明 君	副議長8番	西岡 尚宏 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	高畠 俊彦 君	4番	小松 熙 君
5番	武山 裕一 君	6番	小野 正路 君
7番	田島毅三夫 君		

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	川田真由美 君
教育長	奈良崎幸一 君
総務課長	生松 克祐 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	光本 孔士 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教育次長	藤村明美智 君
地域包括支援 センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	大坪 靖幸 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	田岡いずみ 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	吉村 容子

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 2番 平山 照生 君 3番 高畠 俊彦 君



平成29年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成29年3月7日(火) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第2号 東洋町税条例等の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第3号 東洋町個人情報保護条例及び東洋町情報公開条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第7号 平成28年度東洋町一般会計補正予算(第5号)を定めることについて
- [日程第9] 議案第8号 平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第10] 議案第9号 平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第11] 議案第10号 平成29年度東洋町一般会計予算を定めることについて

- [日程第12] 議案第11号 平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第13] 議案第12号 平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第14] 議案第13号 平成29年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第15] 議案第14号 平成29年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第16] 議案第15号 平成29年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第17] 議案第16号 平成29年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第18] 議案第17号 平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第19] 議案第18号 平成29年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第20] 同意第1号 東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
- [日程第21] 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- [日程第22] 選挙第1号 東洋町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- [日程第23] 発議第1号 東洋町議会会議規則の一部を改正することについて
- [日程第24] 委員会報告 総務教育民生常任委員会  
議会広報編集委員会

**[追加日程1] 発議第2号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議**

議事のでんまつ

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>これより平成29年第1回東洋町議会定例会を開会いたします。</p> <p>(開会時間:午前9時00分)</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、条例5件、補正予算3件、当初予算9件、人事2件、選挙1件、発議1件、報告1件の計22件であります。</p> <p>日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から平成28年11月から平成29年1月分の例月出納検査の結果報告、また、地方自治法第199条第9項の規定により、2月15日に実施した定期監査の報告について、お手元に配布のとおり提出されております。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p> <p>日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>松延町長。</p>
町長	(松延 宏幸町長)



おはようございます。

本日、平成29年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中、全員のご参集をたまわりまして、誠にありがとうございます。

本定例会には、執行部から条例改正案5件、補正予算案3件、新年度当初予算案が9件、人事案件2件、合計19議案を提出させていただきます。

慎重なご審議と適切なご決定をお願いを申し上げます。

提案理由に先立ちまして、若干のご報告をさせていただきます。

最初に、一般会計当初予算についてでございます。

平成29年度の国の地方財政対策といたしまして、地方交付税総額は、前々年度の0.8パーセント減、昨年の0.3パーセント減に続き、本年度も0.4パーセントの減とされております。

本町の新年度予算につきましても、昨年度から適用されております国勢調査人口の影響額を常に想定しなければならないわけでございますので、一般財源の確保にますます厳しい予算編成となっているところでございます。

毎年のことでございますが、基金からの繰入金は、3億9200万円を計上しております。予算総額は、対前年度比では、11.8パーセント増としております。普通建設事業は、前年度の当初計上を抑制したこともございまして、対前年度比76.4パーセント増となっております。主には、緊急防災対策事業債が4年間延長されましたので、その有利な起債を活用し、地域防災センターを建設することと、過疎債を適用する事業を積極的に計上したことによります。避難路整備にも1億円を計上いたしております。県工事負担金につきましては昨年度同様、一般財源の大きい事業につきましても、当初計

上を見送っております。

また、性質別では、人件費は6.7パーセントの減、扶助費、維持補修費、他会計への繰出し金は、前年度並みとなっております。ふるさと納税に要する返礼品経費を計上した関係で補助費等は、11.6パーセントの大きな伸びとなっております。人件費等の義務的経費は3.9パーセント減となっておりますが、経常的経費を抑制しつつ、子育て世帯への支援策や、高齢者支援策として、単独での臨時給付金につきましても継続して予算計上いたしております。

次に、ふるさと納税についてでございます。

昨年6月からインターネットを活用した、ふるさと納税制度に取り組んでいるところでございます。専任職員1名を配置しての体制ではございますが、2月末日時点での寄付額は、一般寄付を含めまして7164万円余となっております。

昨年までの平均額は、年間200万円余りでございましたので、約35倍の寄付額となっております。寄付人数は、全国から延べ7635名の方からいただいているところでございます。

担当職員の頑張りもございますが、今後、取扱業者の拡大と返礼品等の創意工夫を図り、体制の強化も視野に入れながら、地元特産品を利活用することにより、寄付額の地元還元を優先した町活性化策として取り組んで参ります。昨今、問題となっておりますけれども、返礼品競争に陥ることのないように、また、この制度の趣旨を逸脱しないように、努めて参りたいと考えております。

続きまして、阿佐東線DMV導入についてでございます。

すでに、マスコミ報道にもございましたが、本年2月3日、第2回阿佐東線DMV導入協議会を開催し、東京オリンピックまでの運行を目指すことが決定されました。別紙資料も配布しております。

DMVの鉄道部の運行区間は阿波海南駅から甲浦駅間とする。  
車両制作台数は3台調達する。

DMV導入スケジュールは、2020年度運行開始を目指す。

概算事業費は4年間で約10億円、徳島県側8億円、高知県側2億円が見込まれること、との確認がなされたところでございます。

今後は、DMVの活用策のさらなる検討、JR四国や国土交通省との調整を開始することになっております。

次に、債権管理、整理縮減についてでございます。

昨年の12月議会で可決をしていただきました債権管理条例に基づきまして、本年4月から公私債権の整理縮減に向けて、その取組みを強化して参ります。税務課を中心に規則、要綱を整理いたしましたので、参考資料として配付をさせていただいております。

本町の場合、私債権としての住宅新築資金等貸付金の滞納額3億円余りが毎年の赤字決算として、町財政ひっ迫の主要因となってきたところでございます。この滞納額が解消されていれば、本町にも60億円余の基金が造成されていたこととなります。また、他町村並みの財政指標となっていたと思われるわけでございます。

これまで以上の方策といたしまして、訴訟提起も視野に、債権の回収、整理縮減に努め、政策的経費の確保と財政健全化を図らなければなりません。

財政事情の改善のためには、職員の公金意識の向上も必要でございますが、議員の皆様方にもご理解とご協力をお願い申し上げますところでございます。

なお、昨年4月1日に発足をいたしました安芸広域市町村圏内9市町村で構成する租税債権管理機構の2月末日までの実績も配布させていただいております。他町村同様に、連携して滞納整理に

努力をして参りたいと考えております。

訴訟報告についてであります。

昨年12月議会終了後から現在までの訴訟応訴状況について、ご報告を申し上げます。

野根漁協への貸付金回収金の損害賠償事件でございますが、本年2月14日に一審判決がございました。判決要旨は、漁協が本件貸付の効力を否定したとしても、それは任意の回収が困難であるということの意味するものにすぎず、そのみをもって、東洋町に損害が発生したとは言えないから、原告の主張はそれ自体失当である。原告の主張は理由がないからこれを棄却するとの裁判所判断となっております。また、原告が上告をし、現在、係属中でありまして、別件住民訴訟、貸付の件にも触れておりまして、本件での原告主張は、矛盾していることの指摘もされているところでございます。

次に、現職の町議会議員が原告であります、議会内に係る事案について、議会議長と町が被告として提訴されておりました、国賠法適用を求める損害賠償請求訴訟でございますが、昨年12月16日に一審判決があったところでございます。

結果は、却下ということでございます。その却下という判決におけます、裁判所の判断要旨を一部抜粋で照会をいたします。

地方自治法上、普通地方公共団体の議会は、法や会議規則等の自律的な法規範によって運営することが想定されており、議会の議長には、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理する権限が付与され、議長や議員の非違行為については、議会が議決により懲罰を科すことができるものとされていることなどからすれば、議会内部における議長や議員の言動の適否についての判断や、これを巡る紛争の解決は、広範な自律権が認められてい

る議会の自主的かつ自律的な解決に委ねるのが適当であるというべきであって、当然には、裁判所の司法審査の対象とはならないものというべきである。その他の原告の主張も裁判所法第3条1項にいう、法律上の争訟であるとはいえないというべきである、との判決内容となっております。

このように本件の判決は、本町議会議員及び議会組織の独立性、自律性について、強くその自覚を求め、かつ議員として、議会組織としての常識と自浄能力を問う、あるいは促す判決と解釈いたしております。

また、同原告からは、新たに、川口地区の町有林における植林事業の管理について、違法確認訴訟として提訴を受けているところでございます。3月21日が第1回目の公判予定となっております。

なお、現在までの町の応訴件数を添付しておりますので、ご参照願います。

最後になりますが、本定例会が最後となります、奈良崎教育長でございますが、本年3月31日をもって任期満了により退任をされます。

初めての教育行政任務で、1期4年間、教育長職を引き受けていただきまして、教育委員の定数確保にもご尽力いただいたところでございます。

町長部局での長年の経験を活かし、堅実性と誠実な教育行政を築くとともに、町長部局への指導的な役割を果たしつつ、様々な情勢のなか、特にですね、この6年間は、町内外における行政組織間の修復にも忍耐力を持って、過渡期の町政を支えていただいたと思っております。私どもは、その過程を再認識するとともに、心から感謝をいたしております。

<p>議長</p>	<p>教育長制度は、新制度となるわけですが、今後とも町政全般につきまして、これまでどおりの気配りをご指導、そしてご協力を衷心よりお願い申し上げます。</p> <p>以上で、平成29年第一回定例会での行政報告といたします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>町長の行政報告が終わりました。</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、2番平山照生君、並びに、3番、高畠俊彦君を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定の件を議題とします。</p> <p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。</p> <p>高畠議会運営委員長。</p>
<p>議会運営委員長</p>	<p>(高畠 俊彦議会運営委員長)</p> <p>皆さま、おはようございます。</p> <p>平成29年第1回定例会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>3月7日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p>

<p>議会運営委員長</p>	<p>暫時、休憩します。</p> <p>(休憩時間:9時16分)</p> <p>訂正箇所について確認。</p> <p>再開します。</p> <p>(再開時間:9時17分)</p> <p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>すみません、訂正いたします。</p> <p>3月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日7日から3月14日火曜日までの8日間とする。</p> <p>運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、本日7日の本会議散会后から、委員会及び議案審査のため休会、14日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。</p> <p>議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。</p> <p>次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分間とする。また、執行部の答弁時間も40分間とする。</p> <p>一般質問の通告期限は、9日木曜日午後5時まで、議案質疑の通告期限は、10日金曜日午後5時までとする。</p> <p>以上のように決定しました。</p> <p>これで、議会運営委員会の報告を終わります。</p>
----------------	---

議長

(今宮 裕明議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月14日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月14日までの8日間と決定しました。

日程第3、議案第2号、東洋町税条例等の一部を改正することについての件から、日程第19、議案第18号、平成29年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについてまでの17件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

意義なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案を申し上げます。

議案第2号、東洋町税条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。



消費税10パーセントの引き上げ時期について、平成31年10月1日に変更されたことに伴いまして、平成28年6月議会に議決していただきました東洋町税条例等の一部を改正する条例を新たに改正をしようとするものでございます。なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

議案第3号でございます。

東洋町個人情報保護条例及び東洋町情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、現在ある個人情報の定義の詳細化、また、その詳細化にあたり、さらに個人識別番号及び要配慮個人情報という新たな定義を追加するため改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第4号でございます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

昨年の人事院勧告により、職員に支給する手当の扶養手当について、女性の就労意欲を高めること、また、夫が妻を養う家庭を前提とした制度から共働きを想定した制度への移行を目的とした配偶者手当の減額及び扶養している子の扶養手当を増額する勧告がなされております。

本町においても勧告どおり改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

4ページでございます。

議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

続きまして、議案第6号でございます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月7日でございます。

提案理由でございます。

議案第5号及び6号につきましては、関連がございますので、一括してご説明いたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正をされ、育児及び介護休業対象者である子の要件の拡大、介護休業の分割化などを追加するため改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第7号、平成28年度東洋町一般会計補正予算を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ3791万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ30億1759万円とするものでございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費を計上し、また、地方債の借入限度額

を補正をいたしております。

歳入では、分担金及び負担金、県支出金を追加をいたしまして、国庫支出金、基金からの繰入金、町債を減額しております。

歳出では、安芸広域租税債権管理機構負担金、芸東衛生組合及び安芸広域市町村圏事務組合負担金、都市計画変更委託料、町道改良工事などを減額をいたしております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

7ページでございます。

議案第8号、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ96万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億7556万円とするものでございます。

歳入では、支払基金交付金、県支出金を計上しております。

歳出では、保険給付金を計上しております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第9号でございます。

平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ1億5077万5千円とするものでございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費を計上しております。

歳入では、繰入金を追加をいたしまして、町債を減額しております。

歳出では、全体計画及び認可変更策定委託料などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。  
9ページでございます。

議案第10号、平成29年度東洋町一般会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求めます。平成29年3月7日でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ30億7632万5千円と定めております。前年度比で3億2585万1千円、11.8パーセントの増となっております。

また、債務負担行為の限度額925万2千円、地方債の借入限度額を4億5660万円、一時借入金の最高限度額を5億円と定めております。

平成29年度予算の主な事業としまして、ふるさと納税返礼品及び積立金、野根川再生計画委託料、DMV導入促進事業補助金、地域活性化プラン支援事業及び商工持続発展支援事業補助金、安芸広域租税債権管理機構負担金、町議会議員選挙費、出産奨励金、あったかふれあいセンター事業委託料、高齢者生活支援臨時給付金、在宅介護手当、出産支援費、不妊治療費等助成事業、新規就農推進事業補助金、橋梁耐震改修事業、町道改良事業、室戸消防署東洋出張所消防自動車購入費、地域防災センター整備工事事業、避難路整備事業、木造住宅耐震改修事業、家具転倒防止対策事業、放課後等学習支援事業、町史作成委託

料、児童・生徒・学生等入学支援事業、学校給食費補助金などの事業を計上しております。

なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

10ページでございます。

議案第11号、平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ3億1187万6千円と定めております。

歳入では、県支出金、諸収入を計上しております。

歳出では、事業費、前年度繰上充用金などを計上しております。なお、内容につきましては住民課長が説明をいたします。

続きまして、議案第12号、平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ6億8652万8千円と定めております。

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金、繰越金などを計上しております。

歳出では、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等拠出金、介護保険納付金、共同事業拠出金、保険事業費などを計上

をいたしております。なお、内容につきましては住民課長が説明をいたします。

議案第13号、平成29年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ4555万2千円と定めております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金、繰越金などを計上しております。

歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

13ページでございます。議案第14号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ5億6366万3千円と定めております。

歳入では、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などを計上しております。

歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金などを計上しております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

14ページでございます。

議案第15号、平成29年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ1488万4千円と定めております。

歳入では、サービス収入、繰入金を計上しております。

歳出では、サービス事業費、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

15ページでございます。

議案第16号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ1億2526万4千円と定めております。また、地方債の借入限度額を2630万円としております。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、町債などを計上しております。

歳出では、下水道費、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第17号でございます。

平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月7日提出でございます。

<p>議長</p> <p>税務課長</p>	<p>提案理由でございます。</p> <p>予算総額を歳入歳出それぞれ6487万3千円と定めております。また、地方債の借入限度額を2150万円としております。</p> <p>歳入では、事業収入、国庫支出金、繰入金、繰越金、町債などを計上しております。</p> <p>歳出では、事業費、公債費などを計上いたしております。</p> <p>なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。</p> <p>議案第18号でございます。</p> <p>平成29年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月7日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>予算総額を歳入歳出それぞれ6487万3千円と定めております。</p> <p>歳入では、観光施設事業収入、県支出金、繰越金を計上しております。</p> <p>歳出では、自然休養村事業費、青少年旅行村事業費、施設管理事業費、海の駅事業費などを計上しております。</p> <p>なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p> <p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>おはようございます。</p>
-----------------------	---



それでは、私のほうから議案第2号、東洋町税条例等の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

説明資料は、議会関係資料と税務課資料ということで、A4の1枚の用紙でございます。この2つの資料に基づきまして、ご説明をいたします。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が昨年11月の28日にそれぞれ交付をされまして、いずれも原則として交付の日から施行されることに伴いまして、本町の税条例等の一部を改正しようとするものでございます。改正条文につきましては、議会関係資料の1ページから11ページに載っております。ご説明は、税務課資料のペーパー1枚、A4、これに基づきましてご説明をいたします。

今回の改正は、消費税率の10パーセントへの引き上げ時期が、平成31年10月1日に引き延ばされたことに伴いまして、本町の税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、昨年の6月議会で提案、承認をいただきました条例の一部改正とほぼ同様の内容でございまして、施行期日が平成29年4月1日から平成31年10月1日に1年半引き延ばされる改正となっております。

それでは、議案関係資料の1ページの上段とA41枚の資料に基づきまして、ご説明をいたします。

まず、東洋町税条例の一部改正の第1条では、36条の2、附則7条の3の2の改正をいたしております。条例の36条の2第1項の但し書きの中では、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特

定非営利活動法人に名称変更する改正をいたしております。この改正は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなっております。

次に、附則7項の3の2第1項では、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を平成31年6月の30日から平成33年12月31日までの2年半延長する改正をいたしております。

次に、2条の東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の第2条では、①から⑥まで大きく6つの条文の改正をいたしております。議会関係資料では、1ページの中段から2ページの下段までとなっております。

まず、第1条中附則第16条でございます。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例でございます。この改正規定のなかで、軽自動車のグリーン化特例を1年延長する改正をいたしております。このグリーン化特例とは、環境負荷の小さい車両に対して排出ガス、燃料性能の基準に応じて税率を軽減する制度でございます。今回、さらに28年3月31日から今年の3月31日まで1年延長される改正となっております。

次に、議案関係資料の2ページの下段から10ページの上段まで改正条文が載っております。2つ目としまして第1条の2の中では、軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更に伴う改正をいたしております。導入時期が今回、平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されることとなります。この環境性能割は、自動車取得税が平成31年9月の30日に廃止をされ、代わって平成31年10月1日から導入されることとなっております。

この環境性能割については、燃費性能の良い車は税負担が軽くなりまして、燃費性能の悪い車は、税負担が重くなるという性質

を持つ税金であり、現行の自動車取得税もエコカー減税によって燃費性能の良い車ほど優遇されておりますので、全体的には似ている制度でございます。この環境性能割の課税のタイミングは、軽自動車を取得したときに課税されることとなります。従来の自動車取得税と同様でございます。

次に、議案関係資料の10ページの上段から10ページの下段にかけて、3つ目としまして、附則1条の中では法人税割の税率の引き下げ、環境性能割の導入時期の現行に伴い、施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更する改正をいたしております。

次に、議案関係資料の10ページの下段から11ページ中段にかけて、4つ目としまして附則第2条の2では法人税割の税率の引き下げ時期の変更に伴う改正をいたしております。

この法人税割の税率の引き下げにつきましては、標準税率を9.7パーセントから6パーセントに、制限比率を12.1パーセントから8.4パーセントに引き下げられる改正をいたしております。

5つ目としまして、11ページの上段になります。附則第3条の2、これは軽自動車税に関する経過措置でございます。

この3条の2では軽自動車の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴い、グリーン化特例の1年延長に係る経過措置の規定を設けております。

最後になりますが、11ページ上段、この3条の上になります。

6つ目としまして、附則第4条では、軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更になったことに伴う適用年度を平成29年度から平成32年度に改正することとなっております。

以上が、昨年6月議会で提案をさせていただき、承認をしていた

	<p>だいた税条例の一部改正でございます。</p> <p>今回、消費税の10パーセントの引き上げ時期の変更に伴いまして、法人税割の税率の引き下げ、自動車取得税の廃止、環境性能割の導入など、施行日が平成31年10月1日に1年半延長される改正となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは、私から議案第3号について、説明をいたします。</p> <p>まず、はじめに、お断りとして、議案関係資料の12ページ、新旧対照表1ページには、それぞれ改正分及び新旧の条文をお示ししておりますが、改正分がちょっと複雑でございますので、今回、別紙総務省の行政機関個人情報保護条例、個人情報保護法等改正法についての資料にてご説明をいたしますので、議案関係資料および新旧対照表については、後ほどご参照いただきたいと思います。資料はこの資料となっております。</p> <p>今回の改正は、平成28年に行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会および豊かな国民生活に資するための関係法律の整備に関する法律が制定されまして、それに伴い行政機関が保する個人情報の保護に関する法律および個人情報保護法などで、個人情報の定義の明確化およびその明確化に伴う個人識別符号の</p>

定義の追加並びに要配慮個人情報の定義が追加されました。

本町においては、それに伴い本町の個人情報保護条例及び情報公開条例を盛り込む必要が生じたため、改正するものでございます。

総務省資料の2ページの3、その他をご覧ください。

3ではそれらを簡単に記載しておりますが、詳細をご説明いたします。

まず、個人情報の定義の明確化につきましては、現行の個人情報保護法に規定する個人情報の定義について、これは民間事業者なんですけれども、事業者から個人情報についての法解釈のあいまいさを理由に利活用を躊躇せざるを得ないとの指摘等がなされ、また情報通信技術の発展に伴い用いられるようになった多種多様の情報が個人情報に該当するのかどうか分かりにくいという事態が生じていたという意見がございました。

この意見があったことによりまして、個人情報保護法等改正法による個人情報保護法の改正では、顔識別データ、指紋識別データ、旅券番号、基礎年金番号、個人番号等を個人識別符号として新たに定義し、これに含まれる情報は個人情報に該当するということに改正されました。

この改正により、個人識別符号については、その名のとおり他の情報との容易照合性を問うことなく、その情報単体で特定の個人を識別することができる個人情報として位置づけられることとなりまして、現行の個人情報保護法に規定する個人情報の定義については一定の明確化が図られた次第でございます。

これ、要は何を言いたいかと言いますと、今ですね、国においては個人情報のデータをですね、民間事業者が利活用するために

個人の特定データを分からなく細工をいたしまして、それを業者に提供して経済の発展等に活用するというような流れになってきております。

そこで、利用する事業者がですね、ちょっと個人情報についての取扱いが法律上ちょっと個人情報という定義が分かりにくいというような意見が出されたために、このようなちょっと複雑な改正になりました、個人情報の明確化という定義が追加されたということになっております。

次に、要配慮個人情報の定義が新たに追加されました。

これはですね、これまで個人情報保護法、これは国の法律なんですけれども、においては人種、思想信条、社会的身分等に関する情報、これをセンシティブ情報といいますが、については典型的に定義するには困難が伴う等の理由から、センシティブ情報を分類化して規定することはせず、センシティブ情報の取扱いについては個人情報、これは国ですけれども、国の保護法上では特に明確ではございませんでした。

しかしながら、国の行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会の報告では、諸外国の主な国々では、人種、思想、信条等に係る情報の収集の制限等その性質ゆえ慎重な取扱いを求めるべき情報を定義するのはすう勢であり、また、国のガイドラインや地方公共団体の条例で一定の機敏な情報の取扱いを定めることが一般的になりつつあるという情勢に鑑み、個人情報保護法等改正法では個人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める期日等が含まれる個人情報を、

これらを全部すべて要配慮個人情報として定義し、本人の同意を得ないで取得することを原則禁止する等その取扱いに関する規定が新たに設けられた次第でございます。

このことにつきましては、本町の個人情報保護条例第4条において、すでに思想等に関する個人情報の保有の禁止として規定しておりましたが、新たに文言としてできましたので、その要配慮個人情報という定義を盛り込む条例改正を本町として、しております。

すべてまとめますと、要するにですね、あいまいであった定義を法律の改正により個人情報および個人識別符号、それと個人要配慮個人情報といった定義の明確化がなされたため、本町の個人情報保護条例および情報公開条例の改正が必要となった次第でございます。

しかし、個人情報および情報公開制度において、基本的な制度変更はございません。定義の追加で、それを細分化したことを盛り込んだ次第でございますので、制度的には変更はございません。なお、この施行は5月30日からとなっております。

以上が改正内容でございますが、なお、この議案の改正において準則に合わせた文言及び条項のずれなどを多数改正しておりますが、これにつきましても、改正前との制度変更はございません。

議案関係資料及び新旧対照表については、後ほどご参照いただきたいと思っております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第4号についてご説明いたします。

これにつきましても、はじめにお断りとして議案関係資料の18ページ、新旧対照表の20ページには、それぞれ改正分及び新旧の

<p>議長</p>	<p>条文をお示してございますが、改正文が複雑ですので今回、別紙扶養手当改正概要の資料にてご説明いたしますので、議案関係資料及び新旧対照表については、後ほどご参照いただきたいと思います。</p> <p>資料は、この資料の中にある扶養手当の改正概要というものでございます。</p> <p>(自席より、わしだけ配ばっちょらへんのやないかいと発言あり。)</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>休憩します。</p> <p>(休憩時間：9時58分)</p> <p>資料有無の確認。</p> <p>再開します。</p> <p>(再開時間：9時59分)</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>今回の改正は、去年の人事院から扶養手当についての勧告がございました。</p> <p>勧告の内容については、議員皆さまのご承知であろうかと思いますが、配偶者手当を減額し、扶養している子に手厚く手当を拡大し、もって女性の就労意欲を高めること、また夫が妻を養う家庭を前提とした制度から共働きを想定した制度への移行を目的としております。また、この扶養手当額の変更に伴う支給額及びその</p>



方法につきましては、経過措置があり、年数において支給額を調整しております。資料の表では、その手当の支給額をお示しております。

資料の下段のほうになります。

この改正する扶養手当において、まず、扶養手当の支給額は現在月額1万3千円を支給しておりますが、平成29年度には1万円、平成30年度には月額6500円というように改正をしております。

次に、扶養している子の、表では子と書いておりますが、扶養している子の扶養手当については、現在月額6500円ですが、平成29年度には月額8千円、平成30年度には月額1万円というように改正をしております。また、職員に配偶者がいない場合の扶養手当につきましても、資料でお示している改正をしております。

本町におきましても、同様の改正をしようとするものでございまして、支給はこの4月1日からとしております。

以上が改正内容でございますが、なお、この議案の改正において準則に合わせた文言及び条項のずれなどを多数改正しておりますが、これにつきましても、改正前の制度変更はございません。議案関係資料および新旧対照表については、後ほどご参照いただきたいと思っております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第5号について、ご説明いたします。

これにつきましても、はじめに、お断りとして、議案関係資料の23ページ、新旧対照表26ページには、それぞれ改正文及び新旧対照条文をお示してございますが、これにつきましても、改正文が少し複雑でございますので、今回先ほどの資料、別紙育児休業

法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子の資料にてご説明をいたしますので、議案関係資料及び新旧対照表については、後ほどご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

今回の改正は、働きながら育児や介護がしやすい状況整備をさらに進めるため、民間および人事委員勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定の改正をしようとするものでございます。

先に、順番が前後しますがご了承下さい。資料の(3)育児休業等に係る子の範囲の拡大をご覧ください。

まず、育児休業等の対象となる子の範囲に①の特別養子縁組の監護期間中の子、②に養子縁組里親に委託されている子等を追加する改正をしております。

これにより、育児休業の対象となる子は今までより拡大されたことになっております。

次に、(1)介護休業の分割をご覧ください。介護休業取得可能期間6月を3つの期間に分割して取得できる改正をしております。

これにより、介護をする側にとって、今までより介護休業を利用しやすくしております。

次に、(2)介護時間の新設をご覧ください。

介護休業とは別に連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲で勤務しないことができるとする制度を設ける改正をしております。

これは、新たな制度で今までより、より介護するために重点を置いた勤務時間体系となっております。なお、施行はこの4月1日からとなっております。

以上が改正内容でございますが、この議案の改正において準

則に合わせた文言及び条項のずれなども多数改正をしておりますが、これにつきましても、改正前との制度変更はございません。議案関係資料および新旧対照条文については、後ほどご参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第6号についてご説明をいたします。

これにつきましても、はじめに、お断りとして、議案関係資料の29ページ、新旧対照表37ページには、それぞれ改正文及び新旧の条文をお示してございますが、改正文が複雑でございますので、今回先ほどのご説明にて、資料にてご説明をいたしますので、議案関係資料及び新旧対照表については後ほどご参照ください。

これは、資料はですね、先ほどの資料と同じでございます。

今回の改正は、先の議案でご説明した内容と改正趣旨は同様でございます。育児の対象となる子の対象範囲が拡大され、先ほど申しました特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、その他これらに準じるものについて対象に追加されたことにより、本町においても追加する改正をしております。

要は、子の対象期間を拡大したことにより、介護休業が取りやすくなるというような規定になっております。なお、施行は4月1日からとなっております。議案関係資料および新旧対照表については後ほどご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(今宮 裕明議長)

ここで、休憩をしたいと思います。

休憩時間は10時25分再開ということをお願いいたします。

議長

	<p>(休憩時間:10時08分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間:10時25分)</p> <p>生松総務課長。</p> <p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>つづきまして、議案第7号についてご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ3791万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1759万円とするものでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>総務課長</p>	
<p>議長</p> <p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>蛭地域包括支援センター事務局長。</p> <p>(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私のほうからは議案第8号、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについて、ご説明いたします。</p> <p>今回の補正は、歳入歳出それぞれ96万7千円を追加し、予算</p>

	<p>総額を歳入歳出それぞれ5億7556万円とするもので、歳入では保険給付費等の精算分の受け入れ、歳出では介護サービス費等の現在までの給付実績に基づき、各サービスの増減をするものとなっております。</p> <p>予算書の8ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは、私のほうから議案第9号、平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第2号について、説明をいたします。</p> <p>今回の補正の主なものは、平成28年度で国庫補助額の残余が出るため、平成29年度の事業全体計画および認可変更計画策定業務を平成28年度に前倒しをし、追加し、予算を翌年度へ繰越をするものです。歳入歳出それぞれ358万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億5077万5千円とするものです。</p> <p>予算書の4ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p>

<p>議長</p>	<p>それでは、議案第10号についてご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ30億7632万5千円としております。前年度と比較して、3億2585万1千円、11.8パーセントの増額となっております。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(自席より、もっと詳細に説明してもらわないと納得できないと発言あり。)</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>分かりました。</p> <p>光本孔士住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(光本 孔士住民課長)</p> <p>それでは、議案第11号、平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、説明をいたします。</p> <p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1187万6千円と定めるものでございます。</p> <p>それでは、6ページをお願いしたいと思います。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続いて議案第12号、平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明をいたします。</p> <p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出ともに6億8652万8千円と定めるものでございます。</p>

<p>議長</p>	<p>それでは、8ページから説明をしていきます。  (予算書に基づき説明)  (自席より、議長と発言あり。)</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>はい、何ですか。  (自席より、予算書を読み上げるのではなく、内訳を知りたいと発言あり。)</p> <p>はい、始めてください。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(光本 孔士住民課長)</p> <p>はい。  (予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>課長、細かいのはね、さらっといきませんか。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(光本 孔士住民課長)</p> <p>はい、いきます。  (予算書に基づき説明)</p> <p>次に、議案第13号、平成29年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、ご説明をいたします。</p> <p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4555万2千円と定めるものです。</p> <p>6ページから説明をいたします。  (予算書に基づき説明)</p>

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ここで、昼食のため休憩をします。</p> <p>再開は13時30分でお願いします。</p> <p>(休憩時間:午前11時57分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間:午後1時30分)</p> <p>午前中に平成29年度各会計予算について、執行部の説明に対し、7番田島毅三夫君から詳しい説明を求める意見がありましたが、田島議員も議会運営委員会の委員として承知しているとおもいますが、例年どおり予算審査特別委員会が設置される見込みでありますので、詳しい説明や質疑についてはその場でお願いしたいと思います。</p> <p>(自席より、議長と発言あり。)</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>(大まかなものは説明して欲しい、放送は住民も聞いているため知ってもらうべきと発言あり。)</p> <p>はい。それでは、蛭地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)</p> <p>それでは、私のほうからは、議案第14号と15号について、ご説明をいたします。</p>



<p>議長</p>	<p>まず、最初に議案第14号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6366万3千円を計上しております。対前年度比では、498万2千円の減となっております。</p> <p>予算書の8ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>休憩します。</p> <p>(休憩時間:午後2時38分)</p> <p>蛭子地域包括支援センター事務局長、体調不良のため、休憩。</p> <p>再開します。</p> <p>(再開時間:午後2時39分)</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)</p> <p>はい。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第15号、平成29年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>予算の総額は、歳入歳出それぞれ1488万4千円を計上しております。</p>

<p>議長</p>	<p>予算書の6ページをお願いいたします。  (予算書に基づき説明)</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは、私の方から議案第16号から第18号までをご説明いたします。</p> <p>議案第16号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計予算について、ご説明をいたします。</p> <p>歳入歳出総額をそれぞれ1億2526万4千円としています。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第17号、平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明をいたします。</p> <p>歳入歳出の総額をそれぞれ1億673万8千円としています。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第18号、平成29年度東洋町観光施設事業特別会計予算について、ご説明をいたします。</p> <p>歳入歳出の総額をそれぞれ6487万3千円としています。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>すみません、ここで予算書の修正をお願いしたいと思います。</p> <p>議案第10号の一般会計予算でございます。ページは40ページになります。</p> <p>13節委託料の2段目、池地区墓地支障木伐採委託料と私申し上げましたけれども、これを修正させていただきたいと思います。この墓地は、池地区だけのものではなくて、その周辺の町全体のものでございますので、名称をですね、野根地区墓地支障木伐採委託料に修正させていただきます。</p> <p>大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。</p> <p>ここでお諮りします。</p> <p>議案第10号、平成29年度東洋町一般会計予算を定めることについての件から、議案第18号、平成29年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。</p>

よって、議案第10号から議案第18号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により、お手元に配布してあります名簿のとおり、1番、福島登君、2番、平山照生君、3番、高畠俊彦君、4番、小松熙君、5番、武山裕一君、6番、小野正路君、7番、田島毅三夫君、8番、西岡尚宏君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。場所は、議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載のうえ、直ちに議長に提出してください。

ここで、15分間休憩します。

再開は午後2時25分をお願いします。

<p>町長</p>	<p>(休憩時間:午後2時10分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間:午後2時25分)</p> <p>予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。</p> <p>委員長、福島登君、副委員長、平山照生君、以上であります。</p> <p>日程第20、東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>提案理由説明書の18ページをお願いいたします。同意第1号でございます。</p> <p>東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて、次の者を東洋町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成29年3月7日提出でございます。</p> <p>住所は、安芸郡東洋町大字河内1番地7、氏名、川田真由美氏でございます。生年月日は、昭和31年4月21日、任期でございます。</p>
-----------	---

議長

ますが、平成29年4月1日から平成32年3月31日となっております。

提案理由でございますが、平成29年3月31日をもって東洋町教育委員会の奈良崎教育長が任期満了となります。今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新制度による新教育長の職として、川田真由美氏を任命したいと存じますので、よろしく願いいたします。

経歴につきましては、別紙のとおりでございます。ご参照を願います。

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第1号、東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについての件を採決します。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は8名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、小松熙君、並びに5番、武山裕一君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票

<p>会計管理者</p>	<p>及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則84条の規定により、否とみなすことになっております。</p> <p>投票用紙の配布漏れはありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>配布漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を改めさせます。</p> <p>異常なしと認めます。これより投票に入ります。</p> <p>1番議員より、順次投票願います。</p> <p>投票漏れはありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>投票漏れなしと認めます。投票を終了します。</p> <p>開票を行います。4番、小松熙君、並びに5番、武山裕一君、立会をお願いします。</p> <p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成8票、反対0票。以上のとおりであります。</p> <p>よって、同意第1号東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。議場の閉鎖を解きます。</p> <p>ここで、川田会計管理者から発言の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>川田会計管理者。</p> <p>(川田 真由美会計管理者)</p> <p>それでは、少しお時間をいただきます。</p> <p>ただいま、新制度によります教育長職の選任同意をいただきま</p>
--------------	---

	<p>して、ありがとうございます。</p> <p>新たな任務への付着に身の引き締まる思いです。残念にも勇退される奈良崎教育長の堅実で誠実な教育行政を引き継ぎ、少しでも町政全般に恩返しができるように、微力ではありますが一生懸命努力をして参りますので、これまで同様、いえ、これまで以上にたくさんの方々のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。</p> <p>結びになりますが、今般の満票の同意議決をいただきましたことに重ねて心から感謝を申し上げます。誠に簡単ではございますが、以上で選任同意への感謝、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>日程第22、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成29年3月7日提出でございます。</p> <p>住所は、安芸郡東洋町大字白浜21番地4、氏名、光本孔士氏でございます。生年月日、昭和31年8月30日、提案理由でございます。</p> <p>現在、欠員となっております人権擁護委員について、新たに光</p>



<p>議長</p>	<p>本孔士氏を推薦したいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>経歴は別紙のとおりでございますので、ご参照を願います。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決します。</p> <p>この採決は、無記名投票をもって行います。</p> <p>議場の閉鎖を命じます。ただいまの出席議員は8名であります。</p> <p>議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、小野正路君、並びに7番、田島毅三夫君を指名します。</p> <p>投票用紙を配布させます。</p> <p>本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。</p> <p>投票用紙の配布漏れはありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>配布漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を改めさせます。</p> <p>異常なしと認めます。これより投票に入ります。</p> <p>1番議員より、順次、投票願います。</p> <p>投票漏れはありませんか。</p>
-----------	--

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。6番、小野正路君、並びに7番、田島毅三夫君、立会をお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成8票、反対0票、以上のとおりであります。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第22、選挙第1号、東洋町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての件を議題といたします。

本件は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、東洋町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うものであり、議会で選挙することになっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名方法については、議会運営委員会の全員が選考委員となり、選考のうえ、委員長が指名するということにしたいと思います

<p>議会運営委員長</p>	<p>が、これにご異議ありませんか。</p> <p>（自席より、なしと発言あり。）</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p> <p>再開は14時55分でお願いします。</p> <p>（休憩時間：午後2時15分）</p> <p>議会運営委員会開催。</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>（再開時間：午後2時55分）</p> <p>それでは、選考の結果について、委員長から報告願います。</p> <p>高島議会運営委員長。</p> <p>（高島 俊彦議会運営委員長）</p> <p>それでは、先ほどの選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>選考の結果を報告いたします。慎重に先行した結果、次の方々を選挙管理委員会委員に指名いたします。</p> <p>まず、委員から指名しますが、敬称を省略させていただきます。</p> <p>生田幹明、坂田武行、竹林愛、橋本恵子、以上の皆さんを指名することに決定いたしました。</p> <p>次に、補充員を指名しますが、こちらも敬称を省略させていただきます。</p>
----------------	---

<p>議長</p>	<p>第1順位に大坂哲也、第2順位に山崎雄也、第3順位に岡崎洋司、第4順位に手島裕子、以上の皆さんを指名することに決定いたしました。</p> <p>これで、議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。</p> <p>ただいま、指名されました諸君をもって、選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただいま指名されました、生田幹明君、坂田武行君、竹林愛君、橋本恵子君の諸君が選挙管理委員会委員に、補充員に、第1順位に大坂哲也君、第2順位に山崎雄也君、第3順位に岡崎洋司君、第4順位に手島裕子君、以上の諸君が当選されました。</p> <p>日程第23、発議第1号、東洋町議会会議規則の一部を改正することについての件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>1番、福島登君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>発議第1号、東洋町議会会議規則の一部を改正することについて、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により、</p>

議長	<p>議会に提出する。本日提出であります。</p> <p>提出者は私、福島登、賛成者は、平山照生、小野正路、高畠俊彦、西岡尚宏、武山裕一、田島毅三夫、小松熙の各議員であります。</p> <p>提出理由を説明いたします。</p> <p>これまで、反問権の導入については、本会議及び委員会において試行期間を設けて対応しておりましたが、審議を重ねた結果、議会会議規則へ盛り込むべきとの結論に至りましたので、今回、東洋町議会会議規則の一部を改正するものであります。</p> <p>お手元の資料をご参照ください。</p> <p>東洋町議会会議規則第64条の次に第64条の2として、町長及び執行機関の職員は本会議及び委員会において、反問権を行使することができる、の1条を新たに加えるものです。この規則は、配布の日から効力を生じることとしております。</p> <p>ご審議、よろしくお願いいたします。以上で、説明を終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>東洋町議会会議規則の一部を改正することについての件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p>
----	--

<p>総務教育民生常任 委員長</p>	<p>挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第24、委員会報告の件を議題とします。総務教育民生常任委員会からの報告を求めます。</p> <p>福島総務教育民生常任委員長。</p> <p>(福島 登総務教育民生常任委員長)</p> <p>総務教育民生常任委員会から、2月7日に障害者グループフレンズの作業訓練所を訪問し、障がい者の就労対策について、視察研修を実施しましたので、その内容をご報告いたします。お手元の報告書をご参照ください。</p> <p>障害者グループフレンズは、身体、精神、知的障害者の方々と結成され、現在、22名で組織されています。</p> <p>主な活動として、ふれあい館なごみに月2回集まり、レクレーションや体操、昼食作り、カラオケで交流をしています。また、イベントの出店販売や文化祭、運動会へ参加し、障がい者が地域と繋がる活動を目指しています。東洋町内には障がい者が通所できる就労系のサービス事業所がなく、町外の事業所も遠方のため利用は難しく、就労体験できる機会がない状況にありました。そこで、平成27年度から毎週火曜日に、自然休養村管理センターにフレンズ作業所として就労体験の場を開設し、就労意欲のあるメンバー6人が集まり、クッキーやマドレーヌ、米袋バッグ、雑巾などをボランティアや指導員とともに商品作りに励んでおられます。</p> <p>今回の視察研修における委員会総括として、近隣に障害者福祉サービスが少なく、近くにもないため、日中活動や就労の場がな</p>
-------------------------	---

い、障がい者を取り巻く環境の整備が求められていることが以前からの課題であったとお伺いしました。

このような中でフレンズは、月2回の集いを基本に、障がい者同士の交流から始め、互いに理解し合い、信頼を深め、グループの一員としての自覚と自信を持つことで、運動会への参加や他のグループとの交流へと積極的に活動の輪を広げ、また、イベント出店では地域の方々とのコミュニケーションを大切にし、地域と繋がる社会参加活動を続け、さらには自らが就労体験の場を開設し、その作業の正確さ、丁寧さの定評から、外部から作業依頼を受けるほど活躍されております。

このような長年の活動の積み重ねが、障害者福祉サービスが少ない、近くにないという地域の課題を自らが解決すべく、活動が成果として現れていると感じたところであります。

我々議会も、町執行部も障害者福祉について、さらに、理解を示し、フレンズの活動支援はもとより、障がい者1人1人の自立心を尊重し、社会参加の活動を支援しながら地域貢献へ繋がる施策を求めて総務教育民生常任委員会の活動報告とさせていただきます。

以上です。

(今宮 裕明議長)

総務教育民生常任委員会からの報告が終わりました。

続いて、広報編集委員会からの報告を求めます。

西岡広報編集委員長。

議長

広報編集委員長

(西岡 尚宏広報編集委員長)

議会広報編集委員会から、1月31日に大月町議会広報編集常任委員会を訪問し、議会だよりの発刊から活動内容をテーマに合同研修会を開催いたしましたので、その内容をご報告いたします。お手元の報告書をご参照ください。

平成27年度に、第30回町村議会広報全国コンクールで優秀賞を受賞した大月町広報編集常任委員会は、本町と同じく5人で組織しており、新人議員は必ず同委員会委員へ選任され、経験議員とともに議会だよりの編集に取り組んでいます。

定例会会期中に第1回編集委員会を開催し、定例会終了後の約1週間後には第2回の委員会を開催、第4回目で印刷会社へ入稿し、委員長及び副委員長でゲラの確認後校了、発刊という流れが広報編集にあたる基本的な活動としています。

大月町議会広報編集常任委員会では、編集要領を定めて議会だよりの編集に取り組まれており、誌面構成、ページ数などを定め、1ページの文字数や文字の大きさを指定し、1刊あたり平均で16ページとして構成には平易な文章で分かりやすく表現し、専門的な用語には説明をつける、また、議案の関連写真は見開きに3枚以上を心がけ、動きのある誌面を目指され、分かりやすく、読みやすく簡潔にし、読む側に立った編集姿勢を心がけ、町民に親しんでもらえる誌面作りに努められています。

最後に委員会総括として、本研修会を通して第一に感じたことは、編集委員、議員、事務局でそれぞれの役割を確立し、読む側の町民目線に立つ事に理解を示し、議会だよりの編集に取り組んでいる姿勢であります。中でも、議員が担当する一般質問については、紙面掲載について詳細なルールを定め、公平性を徹底している取組が印象的でありました。



議長	<p>この1年間、当広報編集委員会では、議会だよりの編集方法の調査、研究を掲げ、県内各町村議会の議会だよりを参考に町民の皆さんにとって親しみやすく、また分かりやすい誌面構成を目指し、本研修も含めて編集方法の調査、研究を重ねて参りました。</p> <p>この成果を広報編集要領に改正や広報編集方針の策定に繋げるとともに、議会だよりが議会活動全般を公正で客観的に捉え、町民に分かりやすく読みやすい内容での確かつ簡潔にまとめ、町政に関わる重要な情報を町民に周知し、町民が議会と町政に関心を持つような誌面となるよう努めて参ります。</p> <p>以上で、議会広報編集委員会の活動内容について、報告を終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>広報編集委員会からの報告が終わりました。</p> <p>委員会報告が終わりました。</p> <p>(自席より、はいと発言あり。)</p> <p>高島俊彦君。</p> <p>(自席より、動議を提出したいと思いますと発言あり。)</p> <p>はい、分かりました。どのような動議ですか。</p> <p>一旦、休憩します。</p> <p>(休憩時間：午後3時11分)</p> <p>動議内容確認</p> <p>再開します。</p>
----	--

(再開時間:午後3時12分)

ただいま、3番、高島俊彦君から東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案について、動議が提出されました。

この動議については、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者がありますので、成立をしています。

ここで、休憩に入ります。

(休憩時間:午後3時13分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:午後3時19分)

ただいま、お手元に配布したとおり、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案の動議についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を願います。

挙手多数(賛成7 反対1)であります。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は15時40分をお願いをいたします。

(休憩時間:午後3時21分)

議会運営委員会開催。

<p>議会運営委員会副 委員長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間:午後3時40分)</p> <p>これより、追加日程第1、発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案についての動議を議題とします。</p> <p>地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。</p> <p>(自席より、議長と発言あり。)</p> <p>退場してください。</p> <p>(自席より、庁議の内容と別冊の提出を求めたいと発言あり。)</p> <p>とにかく、退場してください。</p> <p>(自席より、それがなかったら、わしは弁明できんと発言あり。)</p> <p>本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。</p> <p>福島議会運営委員会副委員長。</p> <p>(福島 登議会運営委員会副委員長)</p> <p>議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>先ほど、この動議について検討した結果、田島議員から弁明の申出がありましたので、その機会を与える。</p> <p>次に、この動議についての質疑、討論を行う。</p> <p>次に、採決の方法は起立により行う。</p> <p>以上のように決定しました。</p>
-------------------------	--

<p>議長</p>	<p>これで、議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君へ弁明の機会を与える、質疑、討論を行う、採決の方法は、起立により行う。</p> <p>以上のとおりで、ご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案。</p> <p>東洋町議会会議規則第16条の規定により動議を提出いたします。</p> <p>提出者は、私、東洋町議会議員、高島俊彦。賛成者は、平山照生、福島登、西岡尚宏、小野正路、小松熙、武山裕一の各議員であります。</p> <p>提出理由を説明いたします。</p> <p>議会及び議員の役割は、今さというまでもなく町や町民のためを考えて、誠実、公平であり、真実を伝えることであります。</p> <p>しかるに、田島議員の発行する議会活動報告に掲載されている記事の内容、田島議員の議員全員協議会での発言、議会活動外での言動などは事実のすりかえを行っており、そのため、事実と反していると思わざるを得ないものが見受けられます。</p> <p>これを放置すると、町民が事実を誤解し、町、議会、議員の正常</p>

な活動が、いかにも誤っているかのように錯覚するので、一部分ではありますが指摘することにいたします。

まず、田島議員の発行した別冊田島報告書では、数を頼んだ議会が大混乱しています、非民主的な議会の実態についてとする題目の中で、議長が理由も示さず私の一般質問を全問中止させた3月議会問題の議長責任も議会及び運営委員会はまったく無視したため提訴しましたと掲載しているが、この件についての問題のすりかえを明らかにする。

田島議員が指摘する最初の議長が理由も示さずとある部分については、議長はこの質問には、職員の名誉にかかわる内容で議会の品位に欠ける発言にあたと判断したことから許可できないという趣旨の理由説明を田島議員に行っております。

議会会議規則第61条では、議員は町の一般事務について、議長の許可を得て質問することができるとなっております、先に述べたように、不都合と思われる内容であるから議長は許可をしなかったのです。

田島議員が質問を続けたいのであれば、質問内容を修正し、事前に議長の了解を得ればよいことであります。

ところが、田島議員は内容の修正を行いたくないから議長に対し、自分の提出した質問書のどの部分が悪いか示せなどといって、執拗に文言解釈について、自身のみに通ずる自己主張を辞めなかったのです。

この結果、議長と意見の一致をみることができなくなり、この質問は許可されなかったのです。

また、許可されなかった質問は2問のみで、田島議員が議場で議長の制止を無視し、議長から発言の中止の警告を複数回された

にも関わらず、勝手な発言を続けたため議場の混乱を鎮静するために、やむを得ず議長は田島議員に地方自治法第129条第1項の規定によって、本日の会議が終わるまで発言禁止の措置をとったのであります。

結果的に、全問が質問できなただけであり、田島議員が身勝手な発言を自重し議長の指示に従っていれば、残りの質問は当たり前前にできたはずであり、すべては田島議員の身勝手が引き起こした議場内での混乱の一部であります。

それにもかかわらず、一般質問を全問発言できなかったのは議長の責任であるとするのは、まさに逆恨みであり、田島議員に言わせると多数決を振り回し話し合いを拒否する本町議会となるそうだが、田島議員の自己中心の理論、身勝手な行動を制止できる判断、行動とも立派に機能している議会であります。

この問題では、運営委員会、議会は、まったくかかわることのできない田島議員の一人相撲であったのに、無視したとされるのは心外であります。

付け加えると、その後、この件について裁判を起こし、平成28年12月16日の判決結果では、議会のことは議会でしまいをつけなさい、という判決を受けたにもかかわらず、今なお、記事にして議会、議長、議員が悪いとする往生際の悪さは見上げたものがあります。

ちなみに、議長は平成28年12月27日に、この判決を受け議員全員協議会を開催し、議案として提出され、議員で討議して結論を出したが、この会議を田島議員は欠席しております。

ついで、昨年12月議会で、議員らの期末手当差額分支給議案が提案され田島議員は反対したが、議案は可決されました。なお、田島議員には、この支給分が12月に振り込まれましたが、田島議

員はこれに異議をとなえることなく受領いたしました。

この後、人勸実施反対議員はパフォーマンスだったのかという趣旨の12月19日の庁議資料を目にした田島議員は、本年1月18日、この支給分を町に返納するとして、受け取る職員もいないのに勝手に庁舎内へ放置いたしました。

町と田島議員との間には、債権者、債務者の関係はないにもかかわらず町への報酬の返納として、一方的に金員を庁舎内に放置した行為は、民法705条の非債弁済にあたり、同条によると、町はこの金員を田島議員に返還しなくてもよく、この行為は結果的に田島議員の町に対する寄付ということになります。

すると、田島議員は、公職選挙法第199条の2第1項で禁止されている寄付を東洋町に対して行ったことになり、本法違反に問われることとなるが、事態を察知した議会事務局長が、この金員を田島議員の遺失物として町出納室に預けたことで、田島議員の寄付行為は未遂に終わり、田島議員はことなきを得ました。

このように、田島議員は、納得して一旦受領した金員が自己に都合が悪くなると、後日これを返納するという周囲の迷惑も考えない身勝手な行動をとっているが、一旦、実行された結果が元に戻るはずもなく一般の常識を無視した田島議員の独自解釈であり認められるものでない。

加えて、その支給分相当額を返納する制度はなく、やりたい放題、気ままな態度は、田島議員が常にお題目とする町民のため町民の目線から見た行動とは、到底、認められるものではありません。

ついで、先ほど説明した田島議員による議員報酬返納事件の後談では、議会事務局長が出納室に預けた田島議員の遺失物を、

田島議員が受領するにあたり、自身が署名して出納室から受領するのを拒み、出納室に預けた者、つまり議会事務局長が受領し、それを田島議員に返納するよう議会事務局長に指示したが、議会事務局長は議会で決めたことを理由にそれを拒否すると、後日、田島議員は何の権限もないのに、この件を取り上げ、議会事務局長に、議会事務局を辞めろと怒鳴り、議会事務局長に、精神的苦痛を与えたほか人権侵害も行ったが、この行為は議会事務局員の業務、身分を規定する地方自治法第138条第5項、同第7項、同第8項に照らし適当でない。

以上、田島議員の身勝手な行動を見てきましたが、この他にも、会議で自身が気に入らないと机に書類を叩きつけて退席したり、同僚議員に対し自らの考えに賛同を求め、その意見を取り入れるような謙虚な姿勢も見せず、自身の意見が否定されると少数意見を尊重しない、数の横暴だ、などと発言するなど身勝手な行動が存在します。

議会内外において、田島議員のこのような目に余る行為は、町民を代表する議員としての資質に欠けると言わざるを得ず、このような行為を放置すると町、議会、議員などの正常な活動を町民が誤解することとなる。

よって、田島毅三夫議員は、自らの意志で議員を辞職するよう勧告する。

以上、決議する。

なお、決議案については、お手元に配布してありますのでご参考いただき、ご審議をお願いします。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。



議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許可します。</p> <p>7番、田島毅三夫君の入場を許可します。</p> <p>(田島議員入場)</p> <p>7番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許可します。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや、ほんでその前にひとつ議会に申し入れがあります。</p> <p>この今いう</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島毅三夫議員、先ほど議会運営委員長のほうからあなたにこの提出理由の中で弁明をするようにという話がありましたね。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>言わせてもらいます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>だから、この提出理由の範囲内で弁明を行ってください。どうぞ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>皆さん、どうですか。その、庁議の資料を見たことがありますか。</p> <p>12月の19日の庁議の内容について、皆さん、議員も職員さんも、職員は知っちゃうな、理由は皆知ってますか。</p> <p>それから、この今いう別冊についても、皆見たことがございます</p>

	<p>か。そういう皆が見ていないようなものをここで並べられても私も今、実は27号、28号、29号は持っていました。車へ行ってきましたが。ただその、問題の27号はなかったもので、私はそれを持って皆さんに説明したい、釈明したいと思いますが、それをまず出していただいて、</p> <p>(自席より、別冊はみんな見ていると発言あり。)</p> <p>いやいや、高島議員から出してもらいたい、資料提出として。それでなかったら釈明ができん、説明ができない。</p> <p>(自席より、説明したいというなら自分で何せないかんのではないかと発言あり。)</p> <p>じゃあちょっと、1時間くらい、半時間くらい待ちますか。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>一身上の弁明と…</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それをほんで持って</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>弁明してください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それを持って、あのねえ、</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>だめですよ、勝手な発言をまた繰り返すと止めることになります</p>

7番議員	<p>よ。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>あなたね、そういうことを・・・</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ちゃんと、この中で提出理由の中で反論があるなら反論してください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>傍聴者の方もおられると思います。また、今いうこの話をスピーカーで聴いている方もおられると思いますので言っておきますが、あのですね、あれは9月議会やったか、やったなあれは、確か。</p> <p>結局あの、1番の問題点が私は7項目質問通告してあったんですよ。ところが、その内の2問について、議長の方から職員の名誉に関わることもある、議会品位を落とすところがあるから、これを削除してくれと、あれは議会の何日か前の事務局の議長室に呼ばれて、そこで2人が話したんです。</p> <p>その時の、戸が閉まっちゃったときに、すべては聞こえなかったようですけども、私と議長は、だいぶ意見を言い合いました。それは、事務局長も聞いておったんですよ。</p> <p>私は2問、2番目と5番目やったかの、その、これを質問を取りやめてくれと、こう言いますので、分かりました、じゃあどこが、どの箇所がどのように悪いんですか、言ってくださいと、それでもし、私が悪いということが納得できたら削除しますと、私はこう言って議長に箇所と場所を説明してくれと言ったんですが、どうしても言わな</p>

い、ほんでちょっとお互いに声が荒くなりました。

私はその代わり、その説明をしてもらわなければ取り下げるわけにはいきませんと、ほんで取り下げてくれたらやりますから言ってくださいと、どうしてもいかん。で、結局決裂しました。

それなら私は取り下げませんよと言って出てきたところに事務局長がいました。

ほんで、事務局長、これこれで場所を言ってくれと言うけど言わんきに、これは取り下げるわけにはいかん、ちゃんと、なんぼ言ってくれと言っても言わん、こういう話をしたら、そうですね、聞こえてましたと、こう言われました。すべて、きれいには聞いてないけど、そういうことで大きい声で言っていましたねと、ほんでまあ、それから翌日やったか、議会が、席に着いたらうちの7項目の一般質問通告書のうちの2番と5番が削除されておったんですよ。

うちは、その報告も受けていませんし、説明も受けていませんが、朝来たら、並んでいるのにすでにもう一方的に削除されていたもんで、ただ、その私は自分の通告書を持ちよったもんやきに、その配布されたものは見ていなかったんです。

でまあ、まさかそういうことになってないと思ったもんやきに、質問に入ったところが、議長からこの2番、3番は削除すると、こういう話やったもんで、前日と同じように理由を説明してくれと、どこがいかんのか、2番のどこがどのようにして職員さんの名誉を傷つけるのか、5番のどこがどのようにして議会の品位を傷つけるのか説明してくれと。どうしても言わん。そこで意見がと、もめました。で、結局それなら全問の質問をさせないと注意さされて、7項目全部中止されました。これがその、議場での経緯です。

高島議員が言よることとだいぶ違うでしょ。私は、何もほやきに、

いかんものをするということは、ほとんど言ってません。説明していただいて、それから納得したら私は取り下げますと、こう言っているんですよ。

それから、もうひとつの、この今いう返納の問題についても、これは12月の19日に町長の、幹部職員の庁議の中で、こないだ反対討論した議員がしたけれども、その議員は、そのままではありませんよ、持ってないから、ちょっと言い方は違いますよ、その議員は本当にその返納する気概があるのかあるいは意志を持っているのか、パフォーマンスではないのかと、こう私の名前は出てませんけれども、こないだの反対討論した議員は、本当に返納する気概と意志があるのか、パフォーマンスではないのかと、こう庁議の中で書いた文章を出して配布したんですよ。

それを私は、見てから激情というか、立腹しました。

私の反対討論は、特別職と職員さんらのボーナスをこの年度末になって上げるということに対して、住民さんが困窮している今の時に、正月前の一番困っているときに、議員だけが、あるいはまた、特別職だけが、そういうボーナスを上げるというのはおかしい、これは認めるわけにはいかないということで反対したんですよ、反対討論したんですよ。

ところが、それに対して、今というような言い方で、ほんの数日後の庁議の中で言ったもので、私はその、返納する気概、私はその返納するということに対して、返納しようと言うて反対討論したんじゃないんです。

この全体の議会、特別職のボーナスをこの追加の一部改正の条例の改正に対して、それをペイしようと、こういう反対討論やったんです。だから、みんなと一緒にやりましょうという討論やったんです。

私は、1人が返納するとか、1人が返納しないとか、そういう討論じゃなかったんです。

ところが、そういうことになったもので、私はそれを見たときに、これはと思ったもので、私はそういう返納というか、もちろんそういう、みんなで決まって、条例が否決された時には、私はいただくつもりはありませんと、ほんでまあ、返納する気があるのかないのかというのであれば、私は返納しますと言うてその分、3万なんぼでしたか、持って返納にいきました。

ところが、副町長から寄附は受けられないと、どうしても受け取らない。そうしたらこれは寄附になるから受け取るわけにはいかないと、こういうもので私は寄附じゃない、これはあなたたちが返納する気があるのかないのかなどと言ったから、だから返納に来ているんですよと、こういくら説明しても聞かなかった。

ほんで、だから私は、もうしゃあない、これは、あなたたちが寄附にならないように、あなたたちが手順というか、ならないような方法で受け取ってくださいと、ほんで、そこへ置いちよいて帰ったんです。

ところが、それを何日か経って、今言うように事務局長の方から事務局が預かっていますと、下の金庫に入れてありますと、こう言ってきたもので、私はそのままいただけるものならもらいにいこうということで行ったところが、領収の名前を書いてくれと、領収とは言いませんでしたけれども、受け取りの名前を書いてくれと、こう言われたもので、私は自分が入れたものでないものを自分が名前を出して引き出すわけにはいかないと、で、聞けば下の執行部の方は、そのお金を預かるわけにいかんから、このお金はこの事務局から、議会から出た支給金だから、すみません、支給されたもんやきに、議会が預かってくれと言われたきに預かりましたと。

ところが、それは現金を議会が預かるわけにはいかんから、一時下の金庫に預けますということで預けたと、そう言いますので、それならその預けた事務局が行って引き出してくれ、私は全然知らないんだから、私が一方的に出すわけにはいかんから、あなたが行って引き出してくれ、引き出したら私はそれをいただきます、領収を書けというなら書きますと、こう言うたけれどもそれはどうしてもいかなかった、それから、仕方ないから今いうように、副町長と話した中で副町長が、ごめんなさい、言い方が悪い、その前に下の会計の方と話した時に、これじゃいかんからということで、ほんなら会計が、副町長に一遍相談してみますと、こう言って、ほんで私も行ったところ、私の名前で書きます、それでどうですかと言うき、分かりました、それなら良いですと言うて、副町長が名前を書いてくれて、引き出してきてそれをいただいてきたと、こういう経緯なんですよ。そのお金の問題についても。

それから、いちいち言いよつたら長くなりますが、このほとんどというか、すべてがこれ、憶測です。

だから、私が27号の別冊という分にした経緯から自分の言い分から全部書いてありますが、私は何も悪いことはしていません。これは、本当に議会として、議員として本当にチェック機関としてね、私はそれを本当にそれは責任を果たしたと思っております。

それを議員が7項目もの一般質問を通告してあるのに、理由も言わずに場所も示さずに、未だにそれが、このもう何ヶ月も経って今の時点でも、未だに、この2番と5番とのどこがどのように悪いかという説明がないんですよ。で、それを私は説明せえというけど、どうしてもいかんから名誉毀損として訴えました。

結果、判決として、こういう問題は議会の対処するものであって、

	<p>法的に司法の場で争うものではないと、こういうことで却下されましたけれども、私は間違っていない、ほんで、ここでいう皆さんの中で審議していただけたら何も問題なかったんですけれども、その申請もしました。</p> <p>そして、何月何日でしたか、協議会を取ったと言いましたね、田島は欠席したと。私は、こうして欠席したんです。私はどうせ当事者ですから、除斥になります、行っても。そこで私は、何日か前に文書にして、自分の主張と弁明を書いて、このようにしてこうだったんですということをして、その協議会の中で皆さん見ていただいて、判断してくださいということで出してあったんですよ。</p> <p>だから、私はそこに全部自分の言い分を書いちゃあったはずですがけれども、それはまったく無視されてですね、ほんでまあ、どういたしますか、議長には問題ないということになったんでしょう。未だに、決定事項は聞いておりませんけれども。</p> <p>だから、こういうことでね、私は数の力と言ったこともあります。確かにそうです。今日もそうです。こういう私の弁明を誰も聞いてくれないんですから、議会の中で。</p> <p>仮に聞いたとしても、なんやろ27号にこう書いてあった、29号にこう書いてあったと大きな声で反対しますけれども、それは全部、私は説明しますと説明もささないんですから。ね、</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島議員。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	
7番議員	



議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>議会事務局に辞めろといったのは、どう弁明しますか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議会事務局に。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>事務局長に辞めろと言ったんでしょ、あなたは。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>何を辞めろ。ああ、ほのことか。</p> <p>ほんなら言わせてもらいます。</p> <p>そういうパワーハラスメント的なことをもって言いますけれども、この問題について、まあ、あの実はその、今言うお金の問題だけではなかったんですよ。</p> <p>そこまで言うんでしたら、私も言わせてもらいますが、平成20年でしたか、私はリコールされました。その時に選管・・・</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>平成20年の話は、ここでしないでください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それを、あなたが言うから。</p> <p>いや、ちがう、そのことも絡めて言いよるから言わせてもらいます。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>今日やっているのは、こないだの話でしょ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そのときに。</p> <p>ちがわあ。ほんで、違う、その話をしたんよ。前にもこういう。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>…言う必要がありません。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>黙っちよってください。</p> <p>前にも、こういうことがあったではないかということも、ひっくるめて うちは怒ったんです。</p> <p>そういう、ほの、約束も自分の責任も果たさんのやったら辞めてし まえと、こう言ったんですよ。</p> <p>だから、説明させてもらいます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>前の…のことが今の現の事務局長…</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>違わあ、そのこともひっくるめてその時に</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p>

7番議員	<p>そらおかしいですよ、あなたの・・・</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>まあ、ちょっと聞いてくださいよ、ほんなら。 聞いてください。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>だめですよ、・・・</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>聞いてください。都合が悪くなったら、こうやって言わさん・・・</p> <p>(自席より、議長、議場は議長の指示に従ってもらわんとと発言あり。)</p> <p>待って、ほんなら言わせてもらいますが、ね、理由も言わずに質問を勝手に止めるのは、議長の責任かえ。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>つい最近のことを、それをあなたは反論してくださいと私は言うてるんですよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だから、ほんでね</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>言っているんですよ。20年の話はしなくて良いんですよ。</p>

7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だから、今いう私が、なぜそういうように辞めろと言ったか説明しよるんですよ。ね、今回のそのお金の問題も自分が金庫に入れたんやったら、自分が出して来てくれと、自分の名前で。それからあとは私に頂いたら私はいただきます、領収もしますとこう言うんやきに。</p> <p>ほんで、またその今いう問題は私が資料を持って行ったんです。選管へ。これは、みなが回し読みしてくださいと、コピーは駄目ですよ。ほんで、それを見終わったら戻していただきます、絶対にコピーをしないようにと預けたんです。ところが、それがやね、町長のところにいったんですよ。前の町長のところへ。ほんで、裁判、私が逆に訴えられたり、色々ありました。</p> <p>(自席より、議長と発言あり。)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>はい、もうあなたね。</p> <p>(自席より、議運はこの分を書いてあるのだけが許されてるんですよと発言あり。)</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だからね</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>それ以外の発言するのであれば、もう……</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

<p>議長</p>	<p>ほら中止されるんやろ。退場させるか。退場させるか。</p> <p>けど、今言うように、そういうような問題をいうから、それに対して釈明をしようとしよるんやきに、ね。辞めろというんやったらどうし言うたかということの説明しよるわけよ、ね。</p> <p>ほんで、今言うこのなんですか、動議の分にしたって、まったくでたらめです、これは。私は、これは、今言う別冊の中に、あるいはまた、そのこの何日かしらんの協議会の提出文書の中に、これにも全部反論してあります。</p> <p>それを、ひとつもそういうことを書いていない。議長が未だにその時の内容について、理由について2、番も5番も説明せんということはあなたたち知っていますか。今まで何回も私は言いましたが、だめでした。それで、思いあまって訴えたんですから。</p> <p>こういうことも踏まえて、辞職勧告なり、懲罰なりやっていたら結構です。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>7番、田島毅三夫君の弁明が終わりました。</p> <p>7番、田島毅三夫君の退場を求めます。</p> <p>(田島議員、退場)</p> <p>これより、発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案の動議について、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p>
-----------	--

<p>2番議員</p>	<p>質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。</p> <p>これより、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(自席より、賛成反対の意志表示をして欲しいと発言あり。)</p> <p>もとい、これより討論を行います。</p> <p>反対者の討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>賛成者の討論はありませんか。</p> <p>2番、平山照生君。</p> <p>(平山 照生議員)</p> <p>私は、田島毅三夫議員に対する辞職勧告決議案に賛成の討論を行います。</p> <p>当然のことですが、町議会議員は町民に信頼され、本当のことを話し記事にするものでなければなりません。</p> <p>本日提案された田島毅三夫議員に対する辞職勧告決議案には、1つの理由として、田島毅三夫議員が発行する議会活動報告と言われる冊子の内容が問われており、辞職勧告決議案には、この内容には事実でない部分が多くあるとされています。</p> <p>私も、この冊子を見たことがあります。</p> <p>記事は、町、議会、議員などの行いを田島毅三夫議員が正して1人立ち向かっていくような勇ましい内容となっています。しかし、提案者が主張されるように、これは正確な記事でなく、事実がねじ曲げられています。事実と違う記事は、読者が正しい判断をすることを奪い、それを信じた町民を誤った町行政などの姿を見ることへ導き、ひいては、正常な判断ができない町へと変えていくこととなりま</p>
-------------	--

<p>議長</p>	<p>す。</p> <p>このようなことは、許されることではありません。</p> <p>従って、私は議案提出者の唱える田島毅三夫議員に対する辞職勧告決議案に賛成します。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>次に、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>続いて、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>1番、福島登君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、私は高島議員が提出した田島議員に対する辞職勧告決議案について、賛成の立場から討論をいたします。</p> <p>本件決議案の中で、昨年12月に田島議員が期末手当の差額分を受け取ったが、庁議資料の人勧実施反対議員はパフォーマンスだったのかとの趣旨の文書を見て、これを返納しようとしたとある。</p> <p>田島議員は、議員経験の浅い私とは違い、議員歴20年を超えるベテランであり、条例制定を行わない限り議員報酬を返納できないことは熟知されていると考えることは当然である。</p> <p>そうであるのに、公職選挙法で規制されている寄付を行おうとしたり、あるいは、報酬を返納する方法として、相手が受け取らないため庁舎内に放置してくるという行為、行動は、あまりにも身勝手過ぎる。受け取ったものを、自己の都合で返す、相手が受け取らないから、そこら辺に放置してくるといった常識から外れた身勝手な</p>

<p>議長</p>	<p>行動、態度。</p> <p>また、法律に反するような行為を議員としてとるべきものではない。</p> <p>したがって、私は、高島議員が提出した田島議員に対する辞職勧告決議案に賛成する。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>次に、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>賛成者の討論はありませんか。</p> <p>6番、小野正路君。</p>
<p>6番議員</p>	<p>(小野 正路議員)</p> <p>本件、動議に対して、賛成の立場で、討論へ参加させていただきたいと思います。</p> <p>提案理由の一つに、田島議員は議会事務局長に対し議会事務局を辞めろと非難したことは、これは、本当に適切でないと指摘されております。</p> <p>そもそも、議員には、事務局職員を指揮、監督する権限はありません。</p> <p>議会事務局は、議長の命を受けて議会の業務をする職務であって、議員個人の業務を行うものではないということは、議員であれば十二分に熟知しておかなければならないことでもあります。</p> <p>田島議員が行った議会事務局長に対する暴言は、議員の権限をはるかに越えた越権行為そのものであって、人権侵害とも拡大解釈できる行為であります。</p>



議長

したがって、議案提出者の主張は適切であるとともに、私は、この決議案に大賛成したいと思います。

以上です。

(今宮 裕明議長)

次に、反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案の動議についての件を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員、入場)

7番、田島毅三夫君に申し上げます。

発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案の動議については、可決されましたので、ご報告します。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。

ここでお諮りします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本議会散会後から13日までは休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、14日午前9時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めますよって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

どうもお疲れ様でした。

休憩後、本日から8日まで、役場2階において、予算審査特別委員会を開催します。

次の議会放送は14日、火曜日、午前9時から開始いたします。

これにて議会放送を終了いたします。

(散会時間:午後4時25分)